14　旧神奈川県宅地造成等規制法施行細則（R7.4.1 廃止）※

※令和 7 年 3 月 31 日までに旧宅地造成等規制法の許可を受けている場合は、従前の例による。

（昭和 37 年６月 30 日　神奈川県規則第 52 号）

（事務の委任）

第１条　宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号。以下「法」という。）の規定に基づく知事の権限に属する事務のうち、土木事務所の所管区域内（鎌倉市、藤沢市及び秦野市の区域を除く。）において行われる法第３条の指定事務及び宅地造成に関する工事等に係る次の各号に掲げる事務は、土木事務所長に委任する。この場合において、宅地造成に関する工事等が行われる区域をその所管区域に含む土木事務所が２以上あるときは、当該宅地造成に関する工事等が行われる区域を最も広くその所管区域に含む土木事務所の長に委任する。

（１）　法第８条及び法第 10 条の規定による許可及び不許可（法第 11 条の規定による協議を含む。）処分に関すること。

（２）　法第 12 条第１項の規定及び同条第３項において準用する法第 10 条の規定による変更の許可及び不許可（法第 12 条第３項において準用する法第 11 条の規定による協議を含む。）処分に関すること。

（３）　法第 12 条第２項の規定による軽微な変更の届出に関すること。

（４）　法第 13 条の規定による検査に関すること。

（５）　法第 14 条の規定による監督処分に関すること。

（６）　法第 15 条の規定による届出に関すること。

（７）　法第 16 条第２項の規定による勧告に関すること。

（８）　法第 17 条の規定による改善命令に関すること。

（９）　法第 18 条の規定による立入検査に関すること。

（10）　法第 19 条の規定による報告の徴取に関すること。

（11）　宅地造成等規制法施行規則（昭和 37 年建設省令第３号。以下「省令」という。）第 30 条の規定による書面の交付に関すること。

第２条　削除

（許可申請書等の併願等）

第３条　法第８条第１項の規定による許可又は法第 12 条第１項の規定による変更の許可に係る工事に建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第１項第５号の規定による道路の築造の工事が含まれる場合においては、許可申請書は、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第９条の規定による申請書に併せて提出しなければならない。

２　都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第１項若しくは第２項又は第 35 条の２第１項の規定による開発行為に法第 12 条第１項の規定による変更の許可に係る工事が含まれる場合においては、許可申請書は、都市計画法第 30 条第１項又は第 35 条の２第２項の規定による申請書に併せて提出しなければならない。

３　前２項の規定により許可申請書を併せて提出する場合において、併せて提出する他の図書に省令第４条第１項の表に掲げる図面に明示すべき事項が記載されているときは、許可申請書に添付すべき当該事項に係る図面を省略することができる。

第４条　削除

（設計者の資格の明記）

第５条　法第９条第２項の規定により資格を有する者の設計によらなければならない工事の許可申請書には、当該設計者の土木又は建築に関する課程を修めた最終の学校名及びその学校を卒業した後の土木又は建築の技術に関する実務の経験年数（当該設計者が１級建築士である場合は、その登録番号）を許可申請書の設計者住所氏名欄に記入する等宅地造成等規制法施行令（昭和 37 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 17 条各号に掲げる資格を有する旨を明記しなければならない。

（現場管理者の明記等）

第６条　許可申請書には、当該申請に係る工事の現場管理者の住所及び氏名を明記しなければならない。ただし、許可申請書の提出時において現場管理者が定まつていない場合には、当該工事に着手するま

でに当該工事の現場管理者の住所及び氏名を文書で届け出ることによつてこれに替えることができる。

（擁壁の代替措置）

第７条　政令第 15 条第１項の規定により、河川、池沼、公園、広場その他これらに類する場所で災害の防止上支障がないものに接する崖（がけ）については、石積み、編柵その他土木事務所長（鎌倉市、藤沢市又は秦野市の区域内において行われる宅地造成に関する工事については、知事。以下同じ。）が災害の防止上支障がないと認めるものの設置をもつて、政令第６条の規定による擁壁の設置に代えることができる。

（工事現場における表示等）

第８条　法第８条第１項の規定により許可を受けた工事の工事施行者は、同条の規定による許可を受けた旨を、第２号様式により当該工事現場の見やすい場所に表示し、当該工事に係る設計図書を当該工事現場に備えておかなければならない。

（工事施行状況の報告等）

第９条　法第８条第１項の規定により許可を受け、又は法第 12 条第１項の規定により変更の許可を受けた工事の工事施行者は、次の表の左欄に掲げる工事の種類に応じ当該右欄に掲げる報告事項について、その位置及び施行状況を明らかにした写真その他の資料による報告書を作成し、当該工事の完了後速やかに土木事務所長に提出しなければならない。

工事の種類	報告事項
擁壁工事	１　鉄筋コンクリート造の擁壁の基礎ぐいの耐力並びに基礎及び壁体の配筋 ２　練積み造の擁壁の壁体の厚さ又は組積材及び裏込めコンクリートの厚さ ３　擁壁の水抜き穴及びその周辺 ４　その他土木事務所長が必要と認め、指定する工程
切土又は盛土工事	１　急傾斜面に盛土をする場合における盛土前の段切りその他の措置 ２　切土又は盛土をする場合における排水施設の状況 ３　切土をする場合における地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留（以下「地滑り抑止ぐい等」という。）の設置、土の置換えその他の措置 ４　盛土をする場合における締固めの状況及び地滑り抑止ぐい等の設置その他の措置

２　前項の工事施行者は、前項の表右欄に掲げる事項に係る工事のうち、土木事務所長が指定した工事については、当該工事の完了する日の２日前までに工程届を土木事務所長に提出しなければならない。

（宅地造成工事に関する証明書の交付の申請）

第 10 条　省令第 30 条の規定により建築基準法第６条第１項（同法第 88 条第１項又は第２項において準用する場合を含む。）若しくは第６条の２第１項（同法第 88 条第１項又は第２項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付を受けようとする者又は畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和３年法律第 34 号）第３条第１項の認定（同法第４条第１項の変更の認定を含む。）を受けようとする者が、その計画が法第８条第１項又は法第 12 条第１項の規定に適合していることを証する書面の交付を求めようとするときは、宅地造成工事に関する証明書交付申請書（第３号様式）に、当該計画が法第８条第１項又は法第 12 条第１項の規定に適合していることを証するため土木事務所長が必要と認める書類を添えて、土木事務所長に申請しなければならない。

（実施規定）

第 11 条　この規則に定めるもののほか、法、政令及び省令を実施するために必要な事項は、知事が別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和 40 年３月 26 日規則第 23 号）

この規則は、昭和 40 年４月１日から施行する。

附　則（昭和 40 年９月 15 日規則第 83 号抄）

1　この規則は、昭和 40 年 10 月１日から施行する。

附　則（昭和 42 年９月 20 日規則第 71 号）

1　この規則は、昭和 42 年 10 月１日から施行し、同日以後に行なわれる申請、届出その他の手続及び許可、認可その他の処分について適用する。

2　この規則施行前になされた申請、催告その他の手続又は行為でこの規則施行の際まだその処理がされていないもの又はその処理が継続中のものについては、なお従前の例による。

附　則（昭和 43 年６月 28 日規則第 65 号）

この規則は、昭和 43 年７月１日から施行する。

附　則（昭和 44 年７月 16 日規則第 68 号抄）

1　この規則は、公布の日から施行する。（後略）

2　この規則に規定する各規則のこれらの規定による改正後の規定は、当該規則の各規定の施行の日以後に行なわれる申請、届出その他の手続及び許可、認可その他の処分について適用する。

3　この規則施行前にされた申請その他の手続又は行為でこの規則施行の際まだその処理がされていないもの又はその処理が継続中のものについては、なお従前の例による。

附　則（昭和 46 年３月 31 日規則第 29 号）

1　この規則は、昭和 46 年４月１日から施行する。

2　この規則施行前になされた申請その他の手続でこの規則施行の際まだその処理がなされていないもの又はその処理が継続中のものについては、なお従前の例による。

附　則（昭和 46 年９月 17 日規則第 101 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和 47 年３月 24 日規則第 34 号）

この規則は、昭和 47 年４月１日から施行する。

附　則（昭和 52 年５月 16 日規則第 45 号抄）

1　この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和 57 年３月 30 日規則第 15 号）

1　この規則は、昭和 57 年４月１日から施行する。

2　この規則の施行の際現に知事又は神奈川県横須賀三浦地区行政センター所長に対して行われている申請その他の行為で、この規則の施行の日以後鎌倉市長が行うこととなる事務に係るものは、この規則の施行の日以後においては、鎌倉市長に対して行われた申請その他の行為とみなす。

附　則（昭和 61 年３月 11 日規則第７号）

1　この規則は、昭和 61 年４月１日から施行する。

2　この規則の施行の際現に知事又は神奈川県西湘地区行政センター所長に対して行われている申請その他の行為で、この規則の施行の日以後小田原市長が行うこととなる事務に係るものは、この規則の施行の日以後においては、小田原市長に対して行われた申請その他の行為とみなす。

附　則（昭和 62 年３月 20 日規則第 15 号）

1　この規則は、昭和 62 年４月１日から施行する。

2　この規則の施行前に行われた申請その他の行為で、この規則の施行の際まだその処理がされていないものについては、なお従前の例による。

附　則（平成５年３月 31 日規則第 40 号）

1　この規則は、平成５年４月１日から施行する。

2　この規則の施行の際現に知事に対して行われている申請その他の行為でこの規則の施行の日以後地区行政センター所長が行うこととなる事務に係るものは、この規則の施行の日以後においては、地区行政センター所長に対して行われた申請その他の行為とみなす。

3　改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附　則（平成５年６月 25 日規則第 69 号）

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に地区行政センター所長の許可を受けた横須賀市、鎌倉市、藤沢市又は小田原市の区域内において行われる宅地造成に関する工事等についての第１条の規定による改正後の神奈川県宅地造成等規制法施行細則（以下「改正後の宅地造成規則」という。）第１条第１項第１号から第３号まで、第７号及び第８号に掲げる事務は、改正後の宅地造成規則第１条第１項の規定にかかわらず、当分の間、当該地区行政センター所長が行うものとする。

3　この規則の施行の際現に地区行政センター所長に対して行われている横須賀市、鎌倉市、藤沢市又は小田原市の区域内において行われる宅地造成に関する工事等に係る申請その他の行為で、施行日以後改正後の宅地造成規則第１条第１項の規定により横須賀市長、鎌倉市長、藤沢市長又は小田原市長が行うこととなる事務に係るものは、施行日以後においては、それぞれ横須賀市長、鎌倉市長、藤沢市長又は小田原市長に対して行われた申請その他の行為とみなす。

4　施行日前に地区行政センター所長の許可を受けた横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ケ崎市、相模原市、秦野市、厚木市又は大和市の区域内において行われる開発行為等についての第２条の規定による改正後の都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則（以下「改正後の開発行為の規制に関する規則」という。）第２条第１項第４号から第 10 号まで、第 12 号（都市計画法第 41 条第２項ただし書の規定により建築等を許可する部分に限る。）、第 15 号から第 21 号までに掲げる事務は、改正後の開発行為の規制に関する規則第２条第１項の規定にかかわらず、当分の間、当該地区行政センター所長が行うものとする。

5　この規則の施行の際現に地区行政センター所長に対して行われている横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ケ崎市、相模原市、秦野市、厚木市又は大和市の区域内において行われる開発行為等に係る申請その他の行為で、施行日以後改正後の開発行為の規制に関する規則第２条第１項の規定により横須賀市長、平塚市長、鎌倉市長、藤沢市長、小田原市長、茅ケ崎市長、相模原市長、秦野市長、厚木市長又は大和市長が行うこととなる事務に係るものは、施行日以後においては、それぞれ横須賀市長、平塚市長、鎌倉市長、藤沢市長、小田原市長、茅ケ崎市長、相模原市長、秦野市長、厚木市長又は大和市長に対して行われた申請その他の行為

とみなす。
6　改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間必要な調整をして使用することができる。

附　則（平成７年３月 31 日規則第 58 号）

1　この規則は、平成７年４月１日から施行する。
2　この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附　則（平成８年３月 29 日規則第 45 号）

この規則は、平成８年４月１日から施行する。

附　則（平成９年３月 31 日規則第 77 号抄）

（施行期日）
1　この規則は、平成９年４月１日から施行する。
（経過措置）
2　この規則の施行前に第１条から第４条までに規定する各規則のこれらの規定による改正前の規定によりなされた申請その他の手続又は行為のうちこの規則の施行の日以後において土木事務所長が行うこととなる事務に係るもので、この規則の施行の際まだその処理がなされていないものは、この規則の施行の日以後においては、土木事務所長に対してなされた申請その他の手続又は行為とみなす。

附　則（平成 11 年 12 月 28 日規則第 93 号）

1　この規則は、平成 12 年１月１日から施行する。
2　この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附　則（平成 12 年３月 31 日規則第 105 号）

この規則は、平成 12 年４月１日から施行する。

附　則（平成 12 年 10 月 31 日規則第 142 号）

この規則は、平成 12 年 11 月１日から施行する。

附　則（平成 13 年３月 23 日規則第 16 号）

この規則は、平成 13 年４月１日から施行する。

附　則（平成 13 年５月 15 日規則第 89 号）

1　この規則は、平成 13 年５月 18 日から施行する。
2　都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 73 号）附則第６条第２項に規定する確認に関する事務（鎌倉市、藤沢市、茅ケ崎市、相模原市、秦野市及び厚木市の区域内において行われるものを除く。）は、土木事務所長に委任する。

附　則（平成 18 年 10 月 24 日規則第 107 号）

1　この規則は、公布の日から施行する。
2　改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附　則（平成 19 年 11 月 30 日規則第 113 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成 24 年５月 11 日規則第 62 号）

1　この規則は、平成 24 年６月１日から施行する。ただし、第１条に１号を加える改正規定並びに第３条第４項、第９条の見出し及び第 10 条の改正規定は、公布の日から施行する。
2　第１条に１号を加える改正規定の施行の日前に知事に対してなされた宅地造成等規制法施行規則（昭和 37 年建設省令第３号）第 30 条の規定による書面の交付の申請（鎌倉市又は藤沢市の区域内において行われたものを除く。）で、第１条に１号を加える改正規定の施行の際まだその処理がなされていないものは、同日以後においては、土木事務所長に対してなされた申請とみなす。
3　改正後の第９条第１項の規定は、この規則の施行の日以後に宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第８条第１項の許可の申請がなされ、当該許可を受けた工事（当該許可を受けた後に同法第 12 条第１項の変更の許可を受けたものを含む。）の工事施行者について適用する。

附　則（平成 31 年３月 29 日規則第 23 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和元年６月 25 日規則第 15 号）

この規則は、令和元年７月１日から施行する。

附　則（令和２年５月１日規則第 46 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和３年３月 12 日規則第 17 号）

（施行期日）
1　この規則は、令和３年４月１日から施行する。
（事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正）
2　事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成 12 年神奈川県規則第 39 号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）

附　則（令和３年９月 28 日規則第 80 号）

1　この規則は、公布の日から施行する。
2　この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附　則（令和４年 10 月 18 日規則第 62 号）

1　この規則は、公布の日から施行する。
2　改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用するｓことができる。

第１号様式　削除
第２号様式（第８条関係）

宅地造成等規制法による許可済　　神奈川県	
許可年月日及び番号	年　　月　　日　　第　　号
造　成　主　氏　名	
工事施行者氏名	
工事予定年月日	年　　月　　日から 年　　月　　日まで

←……60cm 以上……→

↑……60cm 以上……↓

第３号様式（第 10 条関係）

（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

宅地造成工事に関する証明書交付申請書

年　　月　　日

神奈川県知事
殿
（神奈川県　　土木事務所長）

申請者　　住　　所
氏　　名
電話番号　（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

神奈川県宅地造成等規制法施行細則第 10 条の規定により、以下の宅地に関する事項について、宅地造成等規制法の規定に適合している旨の証明書の交付を申請します。

宅地に関する事項	宅地の所在及び地番				
	宅地造成許可等の年月日	年　月　日　第　　号（　　） 年　月　日　第　　号（　　） 年　月　日　第　　号（　　）			
	宅地造成の概要	宅地の面積		切土又は盛土の面積	
受けようとする確認又は認定					
※					

備考　※印の欄には、記入しないでください。